

科学研究費助成事業－科研費－を めぐる最近の状況等について

【主な説明内容】

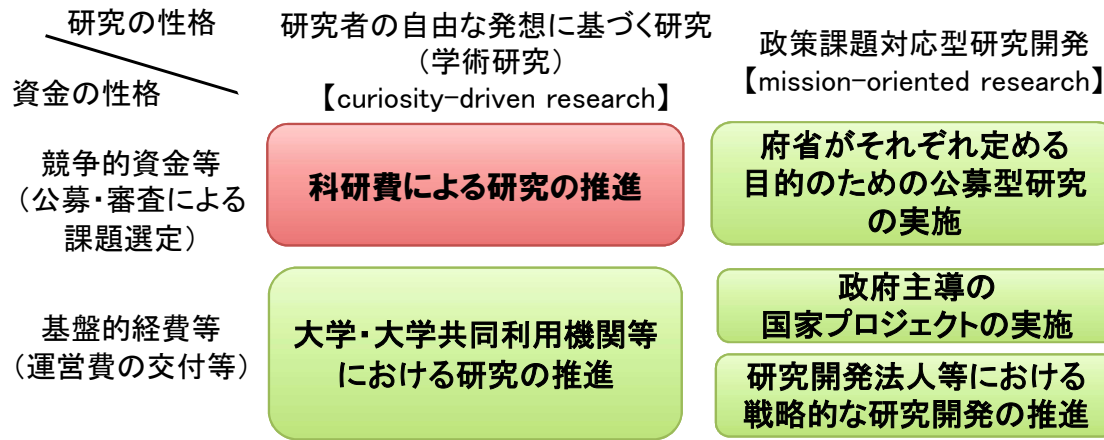
1. 科研費制度の概要
2. 科研費改革の動向について
3. 「挑戦的研究」等について
4. 各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと

1 科研費制度の概要

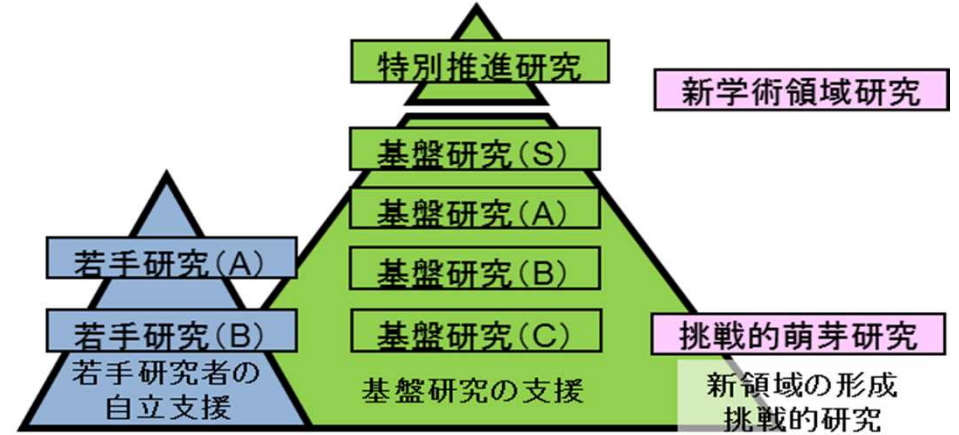
科学研究費助成事業（科研費） ～学術研究を支える競争的資金の充実～

- ◇ 科学研究費助成事業（科研費）は、人文学・社会科学から自然科学まで全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（大学等の研究者の自由な発想に基づく研究）を対象とする唯一の競争的資金
- ◇ 大学等の研究者に対し広く公募の上、応募課題について複数の研究者（延べ6, 000人以上）が審査するピア・レビューにより厳正に審査を行い、研究費を支給
- ◇ 予算規模は2, 273億円（助成額は2, 343億円）（平成28年度）
- ◇ 科研費全体で ・新規応募約10万件に対し、採択は約2. 6万件（平成27年度）
・継続課題と併せて、年間約7. 3万件の研究課題を支援

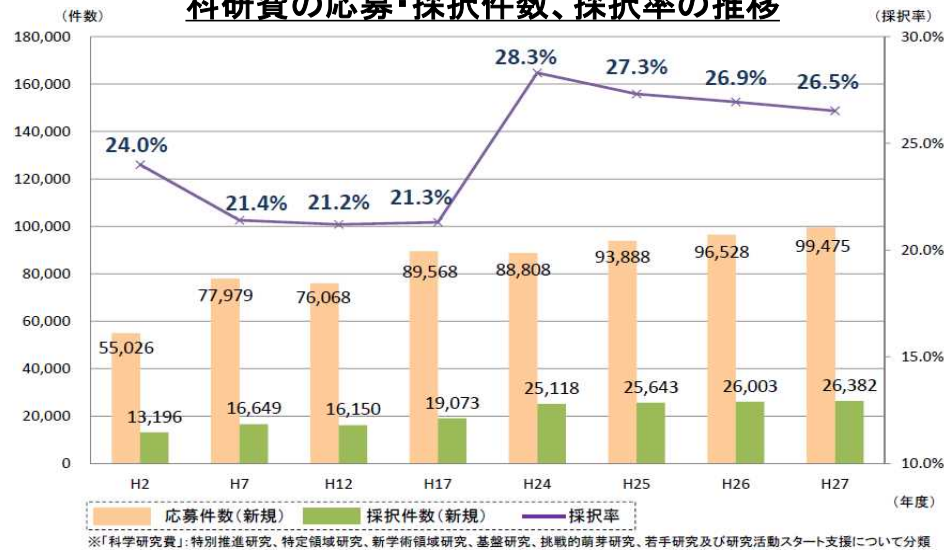
科研費の位置付け



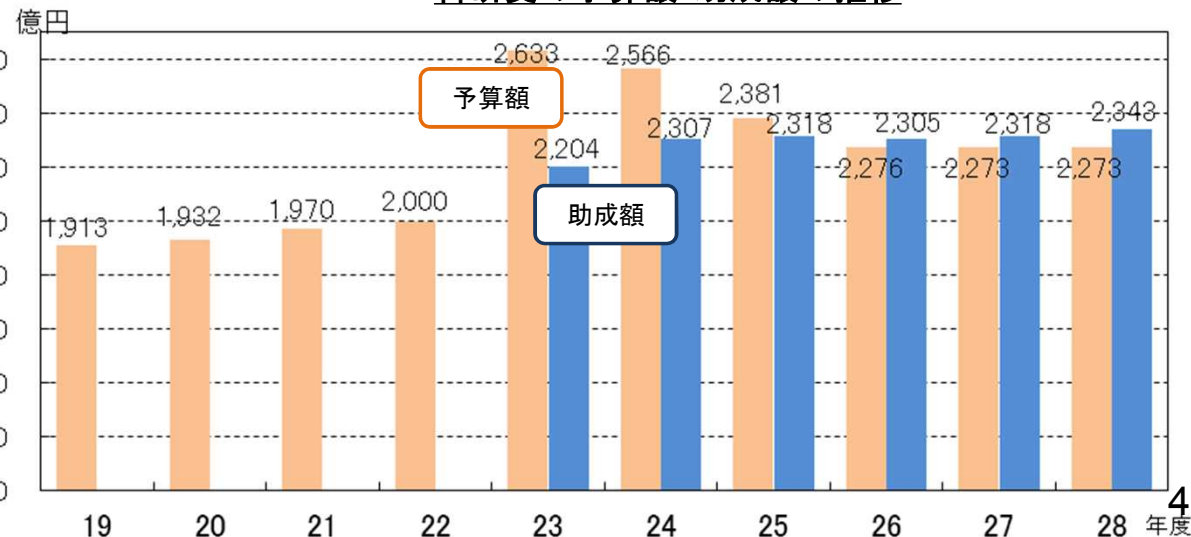
科研費の各研究種目の役割及び全体構成等



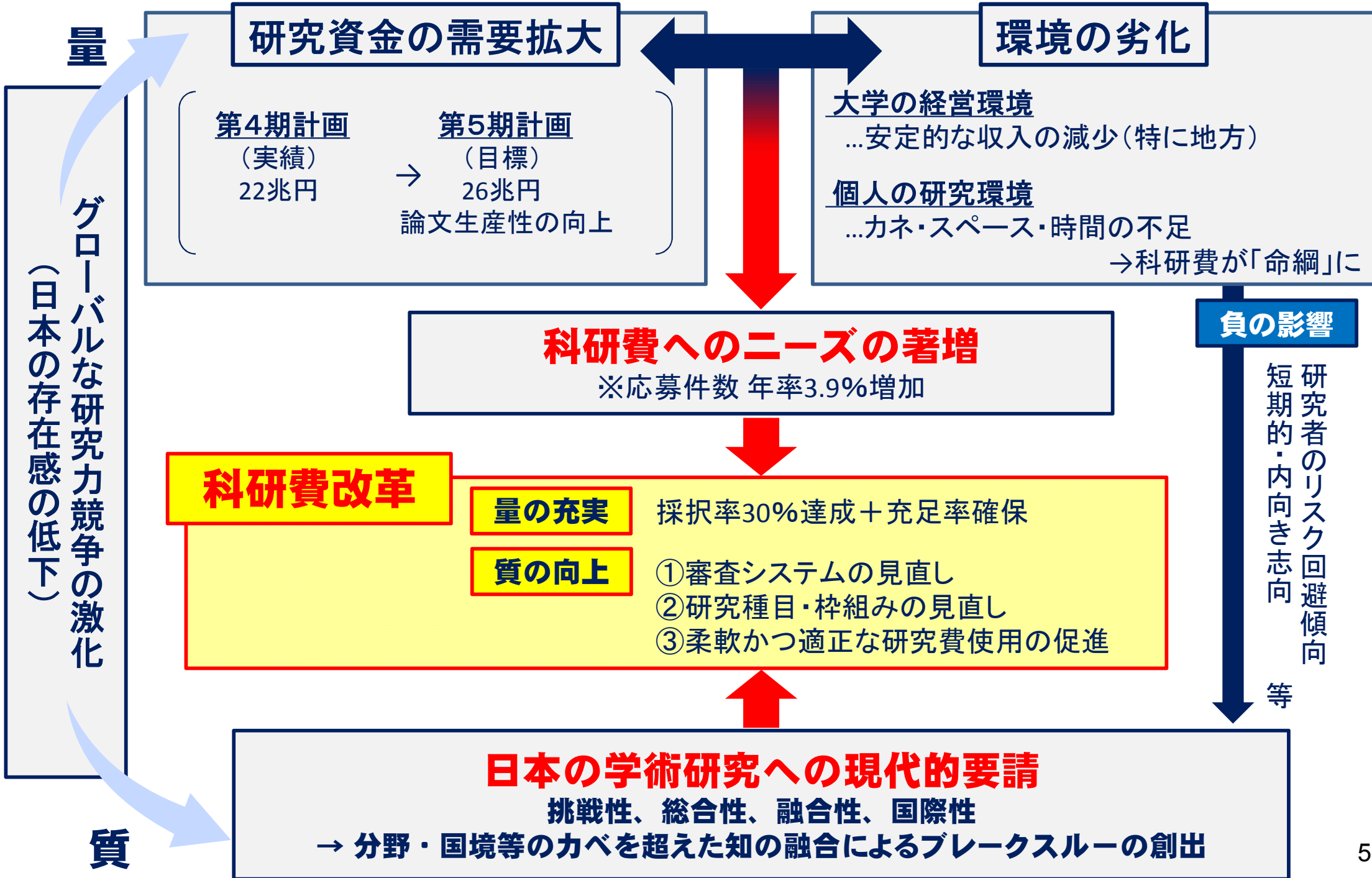
科研費の応募・採択件数、採択率の推移



科研費の予算額・助成額の推移



科研費改革が求められる背景・構造



2. 科研費改革の動向について

科研費改革の三本柱

1 審査システムの見直し

(平成30年度助成～)

大括り化した新「審査区分表」の適用、「総合審査」等の本格実施

2 研究種目・枠組みの見直し

(平成29年度助成～)

「挑戦的萌芽研究」の発展的見直し

(平成30年度助成～)

「特別推進研究」、「若手研究(A)」の見直し・新制度の実施等

3 柔軟かつ適正な研究費使用の促進

「科研費審査システム改革2018」のポイント

科研費の公募・審査の在り方を抜本的に見直し、
多様かつ独創的な学術研究を振興する

現行の審査システム

最大400余の細目等で公募・審査

※細目数は321、応募件数が最多の「基盤研究(C)」はキーワードによりさらに細分化した432の審査区分で審査。

基盤研究(S)
基盤研究(A)
(B)
(C)
挑戦的萌芽研究
若手研究(A)
(B)

○すべての研究種目で、細目ごとに同様の審査を実施。

○書面審査と合議審査を異なる審査委員が実施する2段階審査方式。

「分科細目表」を廃止

新たな審査システムへ移行

新しい区分表と審査方式 平成30年度助成（平成29年9月公募予定）～

大区分(11)で公募
中区分を複数集めた審査区分

基盤研究(S)

「総合審査」方式 ーより多角的にー

個別の小区分にとらわれることなく審査委員全員が書面審査を行ったうえで、同一の審査委員が幅広い視点から合議により審査。

※基盤研究(S)については、「審査意見書」を活用。

中区分(65)で公募

小区分を複数集めた審査区分

基盤研究(A)

若手研究(A)※1

・特定の分野だけでなく関連する分野からみて、その提案内容を多角的に見極めることにより、優れた応募研究課題を見出すことができる。

・改善点(審査コメント)をフィードバックし、研究計画の見直しをサポート。

※1 平成30年度公募以降見直し予定

小区分(304)で公募

これまで醸成されてきた多様な学術に対応する審査区分

基盤研究(B)
(C)

挑戦的萌芽研究※2

若手研究(B)

「2段階書面審査」方式 ーより効率的にー

同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたり書面審査を実施し、採否を決定。

・他の審査委員の評価を踏まえ、自身の評価結果の再検討。

・会議体としての合議審査を実施しないため審査の効率化。

※2 平成29年度公募から後継種目を導入

●特別推進研究(平成30年度公募以降見直し予定)、新学術領域研究の在り方については別途検討。

新たな「審査区分表」の概要

平成30年度助成(平成29年9月に公募予定)からは、従来の「分科細目表」を廃止し、新たな「審査区分表」に基づき審査を実施します。

新たな「審査区分表」は、研究種目に応じて、基本単位である「小区分」、それを幾つか集めた「中区分」、さらに「大区分」の内容・編成を示しています。

大区分は、いくつかの中区分を集めたものであり、基盤研究(S)の審査区分です。但し、大区分に含まれる中区分以外の内容の応募を排除するものではありません。

小区分は審査区分の基本単位であり、基盤研究(B,C)、若手研究(B)等の審査区分です。

(審査区分表(中区分、大区分一覧)抜粋)

大区分		
中区分1: 思想、芸術およびその関連分野		
小区分	キーワード	
01010	〔哲学および倫理学関連〕 哲学一般、倫理学一般、西洋哲学、西洋倫理 日本哲学、日本倫理学、応用倫理学	
01020	〔中国哲学、印度哲学および仏教学関連〕 中国哲学思想、インド哲学思想、仏教思想、書誌学、文献学	
01030	〔宗教学関連〕 宗教史、宗教哲学、神学、宗教社会学、宗教心理学、宗教人類学、宗教民族学、神話学、書誌学、文献学	

中区分は、いくつかの小区分を集めたものであり、基盤研究(A)、若手研究(A)の審査区分です。但し、中区分に含まれる小区分以外の内容の応募を排除するものではありません。

小区分にはキーワードが付してありますが、応募者が小区分の内容を理解する助けとするためのもので、キーワードに掲げられていない内容の応募を排除するものではありません。

※一部の小区分は複数の中区分に属しており、応募者は自らの応募研究課題に最も相応しいと思われる中区分を選択できます。(一部中区分も、複数の大区分に属しています。)

「二段審査方式」(変更前)の概要

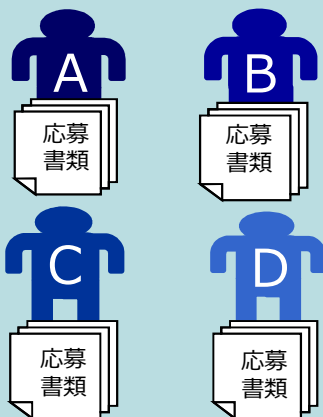
現行の科研費の審査では、ほとんどの研究種目(「基盤研究」、「挑戦的萌芽研究」、「若手研究」)において、電子システム上の書面審査及び合議審査を実施する「二段審査方式」により実施されています。

【「二段審査方式」のイメージ】

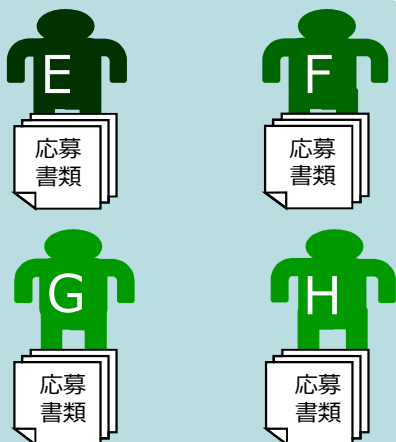
書面審査 (細目ごと)

1課題あたり、4名又は6名の審査委員が書面審査を電子システム上で個別に実施。

細目A



細目B

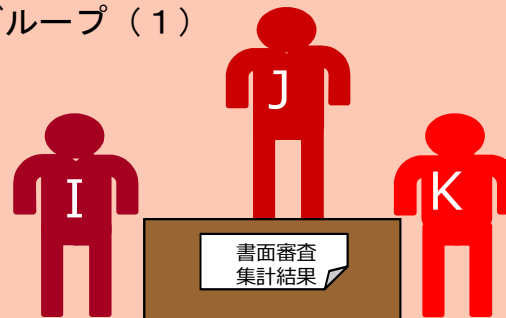


合議審査 (〇〇小委員会)

3～5名程度の審査委員が書面審査結果に基づき、分科ごと(人社系は細目ごと)のグループで合議審査を実施し、採否を決定。

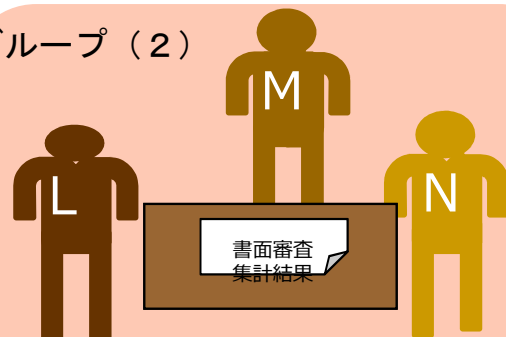
<〇〇小委員会>

グループ (1)



※書面審査と別の審査委員

グループ (2)



※書面審査と別の審査委員

グループごとの合議審査後、
小委員会として採否を決定

「総合審査」(変更後)の概要

「基盤研究(A)」、「若手研究(A)」、「基盤研究(S)」については、幅広い分野からなる審査委員が、電子システム上で書面審査を行った上で合議審査を行う「総合審査」を実施する予定です。

【「総合審査方式」のイメージ】

書面審査（中区分、大区分ごと）

1課題あたり、より幅広い分野にわたって（「中区分」ごと）配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査（相対評価）を実施。



合議審査（中区分、大区分ごと）

書面審査の集計結果をもとに、書面審査と同一の審査委員が合議によって多角的な審査を実施し、採否を決定。



具体的な運営方法については、引き続き検討。

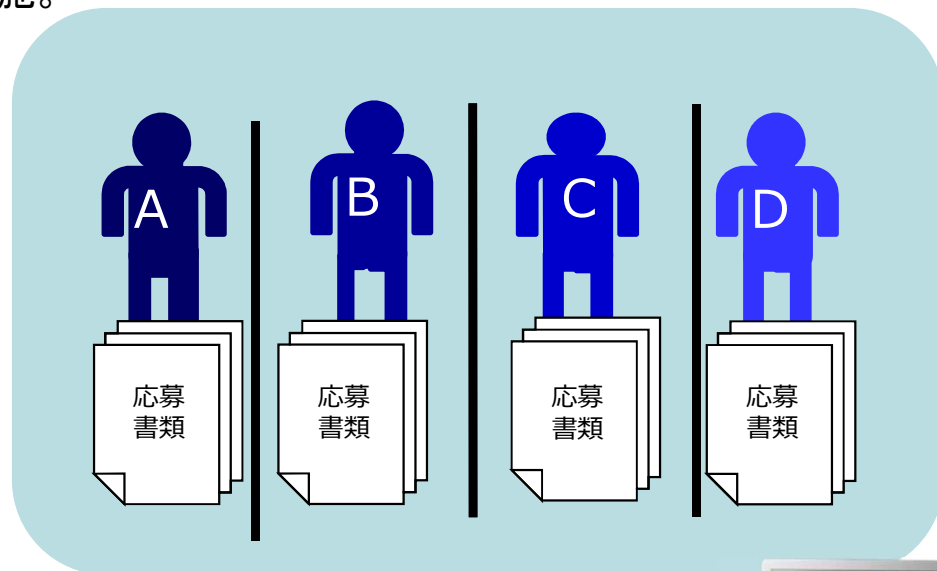
「2段階書面審査」(変更後)の概要

「基盤研究(B・C)」、「若手研究(B)」については、同一の審査委員が電子システム上で2段階にわたって書面審査を実施する「2段階書面審査」により審査を実施する予定です。

【「2段階書面審査方式」のイメージ】

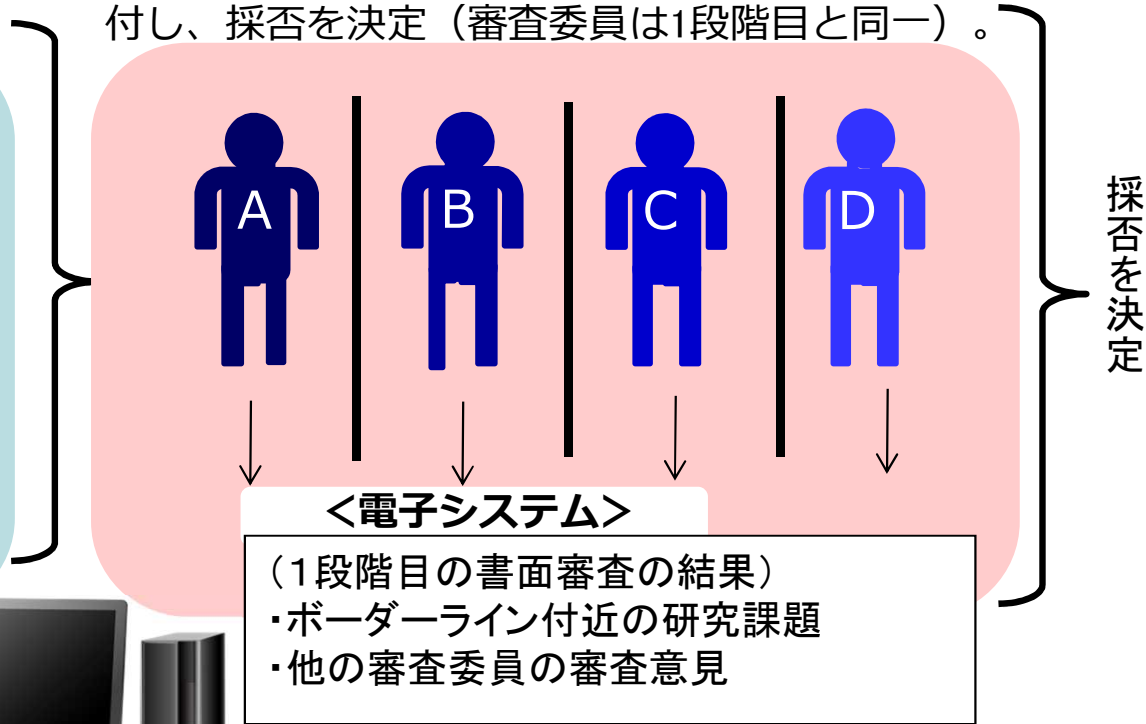
1段階目の書面審査 (小区分ごと)

1課題あたり、「小区分」ごとに配置された複数名の審査委員が電子システム上で書面審査を(相対評価)を実施。



2段階目の書面審査 (小区分ごと)

1段階目の書面審査の集計結果をもとに、他の委員の審査意見も参考に電子システム上で2段階目の評点を付し、採否を決定(審査委員は1段階目と同一)。



科研費改革の見通し

－審査システム・研究種目の見直し等－

助成年度 研究種目	平成28年度	平成29年度 (平成28年9月公募予定)	平成30年度 (平成29年9月公募予定)	平成31年度 (平成30年9月公募予定)	
特別推進研究	研究種目の見直し (挑戦性の重視、受給回数制限等)		新制度へ移行		
新学術領域研究	平成31年度以降の制度改革に向け、研究種目の見直し				
基盤研究 (S)	新審査システムの詳細設計		大区分 + 総合審査	新審査システムへ移行	
基盤研究 (A)			中区分 + 総合審査		
若手研究 (A)	研究種目の見直し (基盤研究への位置付け等)		総合審査		新制度へ移行
基盤研究 (B)	新審査システムの詳細設計		小区分 + 2段階 書面審査		
基盤研究 (C)					
若手研究 (B)					
挑戦的萌芽研究	研究種目の見直し (大型化・長期化、総合審査の先行実施等)	新制度へ移行			

「審査システム改革2018」

補助金

基金(※)

※これらの取組と併せて基金措置の対象範囲の拡大などを推進

3. 「挑戦的研究」等について

挑戦的な研究に対する支援の強化－科研費改革の加速－

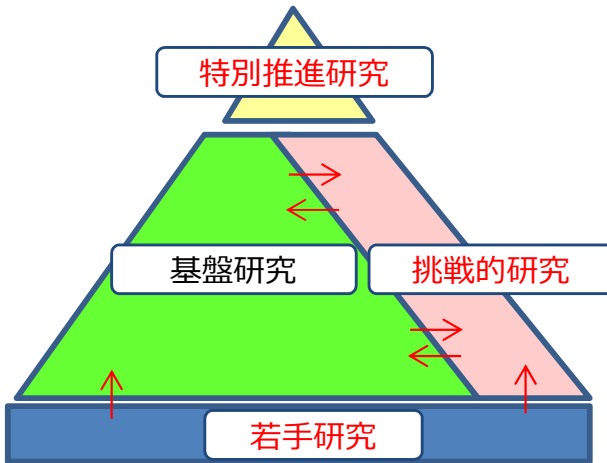
◆ 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会において「中間まとめ」を了承（平成28年8月1日）

1. 日本の研究をめぐる危機

- 我が国の学術研究にとって、**新たな知の開拓に挑む「挑戦性」の追求が最重要課題**。
 - しかし、近年、以下のような問題が顕在化。
 - ・研究者の自由な**ボトムアップ研究をめぐる環境が劣化**（基盤的経費の縮減、研究時間の減少など）。
 - ・短期的な成果を目指した研究が増加する一方、**長期的視点に立った挑戦的な研究が減退**。
 - ・軌を一にして、日本の論文生産の順位などにおける存在感の低下（過去10年でTop10%論文数 4位→8位）。
- ⇒ **学術研究を支える唯一の競争的資金である科研費により、学術の枠組みの変革・転換を志向する挑戦的な研究を積極的に支援**。学問の「たこつぼ化」を是正する**審査システム改革との一体的な見直し**を推進。

2. 研究種目の見直し

- 「基盤研究」種目群を基幹としつつ、相補的な「**挑戦的研究**」種目群等を再編・強化し、新たな体系へ。



3. 今後の予定

- 提言の速やかな実行（「挑戦的研究」の公募（平成28年9月開始）、平成29年度概算要求への反映など）
- 審議会における継続的な検討（見直し後の「特別推進研究」の具体設計、「若手研究者」の新たな定義、応募件数の著増への対応など） → 審議会において「最終まとめ」（平成29年初頭）

（1）「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、現行の「挑戦的萌芽研究」（～500万円）を発展させ、**より長期的かつ大規模な支援を可能化**。

⇒ 新種目「**挑戦的研究**」（～2000万円）を創設。【平成29年度助成から】

- …論文等の実績よりも**アイデアの斬新性等を重視**。
- …大括り化した審査区分の下、**合議を重視した「総合審査」**を先行実施。
- …真に挑戦的な**研究課題を厳選**し、その実行を担保する**十分な資金を配分**。
- …計画の柔軟な変更を可能とするため、**基金制度を適用**。

（2）「若手研究」の見直し等

- よりよい競争的な環境を形成するため、大型の「**若手研究（A）**」を「**基盤研究**」に統合。【平成30年度助成から】
- 若手の基盤形成を幅広く支援するため、小型の「**若手研究（B）**」を充実。
- **研究者としての独立に必要な研究基盤整備のため、所属機関と連携した重点支援の仕組みを新設**。

（3）「特別推進研究」の見直し

- 「**挑戦性**」を一層重視し、助成対象の**新陳代謝を促進**（同一研究者の複数回受給を不可に）。【平成30年度助成から】

「挑戦的萌芽研究」の見直し

- 「挑戦的萌芽研究」を発展的に見直し、「挑戦的研究（開拓・萌芽）」の公募を平成29年度助成（平成28年9月公募）から開始する。

【参考】平成27年度「挑戦的萌芽研究」の助成実績 3,952件（108億円 ※直接経費）

名称	「挑戦的研究（開拓）」	「挑戦的研究（萌芽）」
対象	一人又は複数の研究者で組織する研究計画であって、 斬新な発想に基づき 、これまでにない新たな方式の創出など、 学術の体系・方向の大きな変革・転換（トランスフォーマティブ・リサーチ） を志向し、 飛躍的に発展する潜在性を有する研究計画 。	（同 左） ※ 探索的性質の強いもの、あるいは芽生え期のもの を含む。
助成総額	500万円～ 2,000万円	～ 500万円
研究期間	3～6年間	2～3年間
助成の形態	計画の柔軟な変更を可能とするため、 学術研究助成基金によって助成 を行う。	（同 左）
採択件数	科研費全体の目標（採択率30%）にこだわらず、 質を重視して件数を絞り込む 。→数百件	（同左） →現行件数（4,000件）から一定の絞り込み。
充足率	応募額を最大限尊重して配分 （「基盤研究」種目群との相違を明確化）。	（同 左） ※ 応募額の100%を基本 。
実績の扱い	論文等の 実績よりも発想の斬新性等を重視 。ただし、所要の研究遂行能力の確認のため、 関連情報の提供を要請 。	（同 左）
審査方式	「 中区分 」に準じた区分による 総合審査 。 ※ 応募件数が多くなることが見込まれるため、 プレスクリーニングが必要 。	（同 左）
重複制限	当面、現行の「挑戦的萌芽研究」の重複制限に準じて措置 ※ 新審査システムへの移行後、「基盤研究」種目群との役割・機能分担を適切に反映したものに 見直し 。	（同 左）

「挑戦的研究」の審査における特徴

- 「挑戦的研究(開拓)」、「挑戦的研究(萌芽)」を問わず、広い視野に立って、真に挑戦的な課題を選び抜く仕組みとするため、新たな審査システムの仕組みを先導的に実施し、大括りした審査区分(中区分に準じた区分)の下、「総合審査」を実施。
- 「総合審査」が可能な対象件数に絞り込むため、プレスクリーニング(事前の選考)を実施する。研究計画調書の提出の際に、併せて概要版の提出を求める。
- 論文の実績よりもアイデアの斬新性等、「挑戦的研究」としての意義を重視した審査を行う。ただし、所要の研究遂行能力を確認するために必要な範囲で、これまでの研究実績等を記載させる。
- 「基盤研究種目」群と異なる審査基準を設定するとともに、「挑戦的研究」を専門に扱う審査委員を配置する。
- 「挑戦的研究(開拓)」と「挑戦的研究(萌芽)」のそれぞれの審査基準については、共通の評価軸と、各々に特徴的な評価軸を設定する。

若手研究者等の独立支援について

- 科研費の新規採択者のうち、P I（研究室を主宰する研究者）として独立しようとする者に対し、重点支援を行う枠組みを創設する。

新制度のポイント

1 対象となるP Iの認定は、一定の指針に基づき、所属機関の責任で行う。

※ P Iとして該当する者の要件について今後検討

2 科研費の通常の内定・交付手続の後、当該枠組みへの応募を受け付け、所属機関の作成した「独立基盤形成計画」を審査する。

※ **計画に盛り込むことが期待される措置：十分な研究スペースや研究専念時間の確保、直接経費を充当することが困難な研究基盤の整備**

3 「独立基盤形成計画」が採択された場合、所属機関による当該計画の履行状況を確認の上、当該研究者へ追加交付する。

4 基金制度を活用し、制度の柔軟な運用を期する。

※ 当該枠組みを導入する対象として、基金種目（「基盤研究（C）」、「若手研究（B）」）を想定。

（注）（PIの定義の例）

- ①独立した研究課題と研究スペースを持つこと
- ②研究グループを組織して研究を行っている場合は、そのグループの責任者であること
- ③大学院生の指導に責任を持つこと
- ④論文発表の責任者であること

など

科研費改革の推進にあたって

「挑戦研究」の創設や若手研究者支援等の方向性については、「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について(中間まとめ)」(※)として取りまとめられています。

また、科研費改革に関する関係資料も公開されていますので、研究機関の研究者の方に対して情報共有をお願いします。

○「中間まとめ」について

文部科学省 科研費ホームページ 審議会情報

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1284543.htm

○「科研費改革の動向」について

文部科学省 科研費ホームページ 科研費改革の動向

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1362786.htm

また、これらの改革を進め、より良い科研費制度にしていくためには、研究者のみならず研究機関の**事務担当者の方々のご理解とご協力が不可欠**ですので、よろしくお願ひします。

※「科研費による挑戦的な研究に対する支援強化について(中間まとめ)」

(平成28年8月1日 科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会 挑戦的研究に対する支援強化に関する作業部会)

科学研究費助成事業（科研費）～学術の変革への挑戦～

【平成29年度概算要求の概要】

我が国の研究力強化に向け、多様で独創的な学術研究を振興し、質と量の両面から**科研費改革を断行**。第5期科学技術基本計画を踏まえ、助成水準を確保しつつ、**学術の体系の変革を志向した挑戦的な研究**や**若手研究者等の独立**に係る支援を強化。

課題・背景

- 国際的な研究力競争の激化、科研費をはじめとする研究資金需要の増大
- 研究環境の劣化（基盤研究費の縮減、研究者の独立基盤の脆弱化）
- 研究者の研究テーマの短期志向、リスク回避傾向

1) 挑戦的な研究の強化・充実

学術に変革をもたらす大胆な挑戦を促すため、新種目「挑戦的研究」により、**いっそう長期かつ大規模な支援**を可能化。

【「挑戦的研究」の基本的な枠組み】

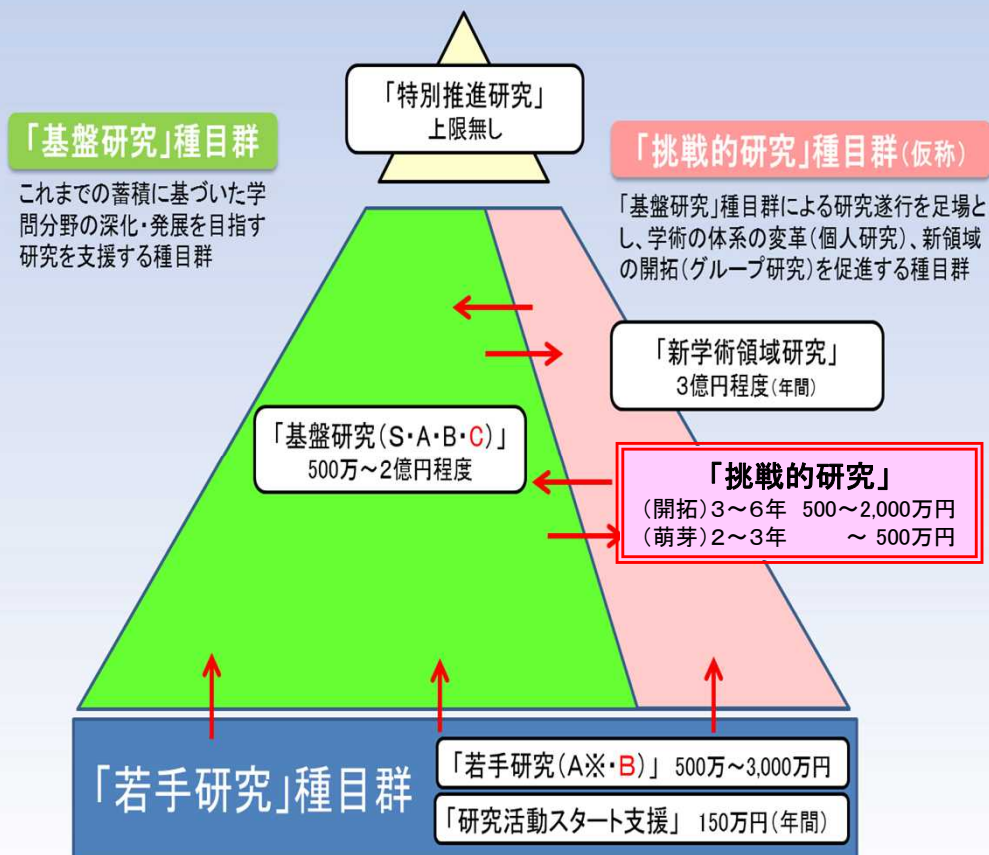
- 大括りした審査区分の下、より多角的な合議を重視した「**総合審査**」を実施し、真に挑戦的な研究課題を厳選
- 論文等の実績よりも**発想の斬新性等**を重視
- 丁寧な審査や柔軟な研究遂行のため「**基金**」により措置

2) 若手研究者等の独立支援

「基盤研究(C)」、「若手研究(B)」の新規採択者のうち、PI(研究室を主宰する研究者)として活動しようとする者に対して重点支援(所属研究機関による基盤整備とのマッチングの仕組みを構築)。

- ◆上記の取組を着手点として、審査システム改革(平成30年度助成から新システムへ移行)と連動した種目体系の見直しを推進

新たな種目体系の構築



※平成30年度助成(平成29年9月公募)より、「若手研究(A)」の新規公募を停止し、「基盤研究」種目群等に統合。

4. 各研究機関の事務担当者の方 にお願いしたいこと

謝辞 (Acknowledgment) の記載について

科研費の政策の効果について、より効果的な分析を進めるため、科研費により得た研究成果(論文等)を発表する場合は、謝辞について必ず表示していただくよう、所属の研究者の方々に周知をお願いします。

○謝辞(Acknowledgment)に、科研費により助成を受けた旨を記載する場合には、**「MEXT/JSPS KAKENHI Grant Number JP8桁の課題番号」**を必ず含めてください。

- ・文部科学省から交付を受けた科研費の場合：
MEXT KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号
- ・日本学術振興会から交付を受けた科研費の場合：
JSPS KAKENHI Grant Number JP 8桁の課題番号

この記載方法を必ず
守ってください。

○謝辞(Acknowledgment)の記載例は次のとおりです。

- ・論文に関する科研費が複数(2つ)の場合(課題番号「15K45678」、「16H45678」)

【英文】: This work was supported by JSPS KAKENHI Grant Numbers JP15K45678, JP16H45678.

【和文】: 本研究はJSPS科研費 JP15K45678, JP16H45678の助成を受けたものです。

研究設備・機器の共用促進について

競争的研究費により購入する研究設備のうち、特に大型で汎用性があるものについては、限られた資源の有効活用の観点から、研究費の合算による購入や共用などに積極的に取り組んでください。

また、科研費で購入した設備等については、研究機関において研究期間終了後に研究機関内外の複数の研究者が利用できるような体制を整え、利用開放(注)を積極的に推進してください。

(注)研究機関内外の研究者に利用を開放していることを指します。会計検査院からの要請も踏まえ、費用対効果も踏まえた上で、研究機関内外の研究者が研究設備を利用できるよう、研究設備のデータベースを整備して公開するなど、研究機関の体制整備についてのご協力をお願いします。

【研究設備の共用促進に関する審議会等の報告書】

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成27年11月25日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu17/houkoku/1366220.htm

○「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成27年3月31日 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/siyouruuru.pdf>

【研究設備の共用促進に関する各種の事業】

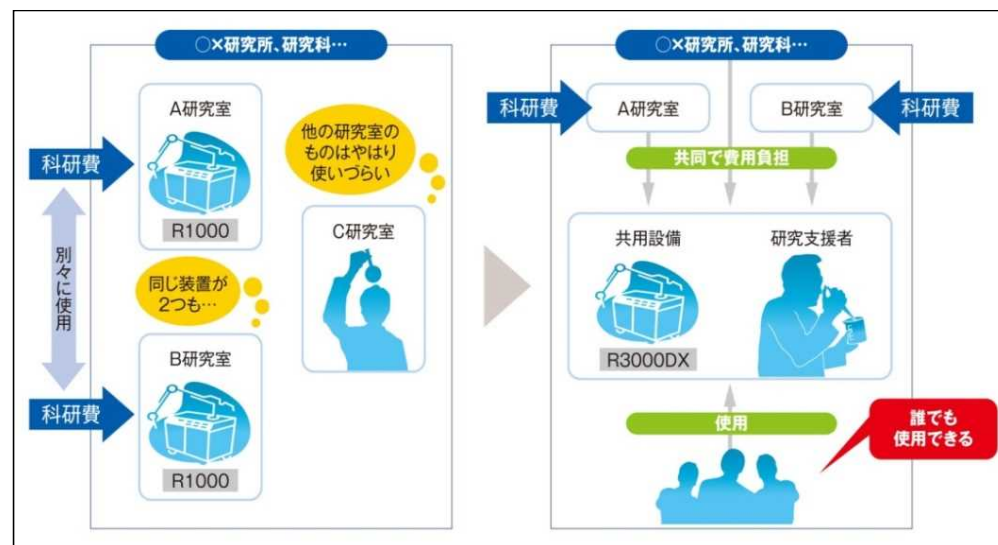
研究設備等の共用を促進する仕組みとして、目的別に以下の事業がありますので、積極的に活用いただき、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○大学連携研究設備ネットワーク事業

○設備サポートセンター整備事業

○先端研究基盤共用促進事業

(例: 科研費同士の合算イメージ)



※科研費においては、平成24年度から科研費同士を合算し、共用設備の購入を可能にするなど、研究費の効果的使用を推進しています。共用設備購入の具体例や共用設備を購入するための研究機関において定めたルールの例は以下の科研費ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1324803.htm

各研究機関の事務担当者の方をお願いしたいこと(まとめ)

科研費制度では、以下のような取組により、研究費の使い勝手を向上させることで、研究者が研究により専念でき、優れた研究成果が創出されることを目指しています。

■制度のルールを理解した柔軟な研究費の使用

⇒基金種目や調整金制度のルールに沿った柔軟な研究費使用を可能にすることで、研究成果の最大化や研究費の無駄な使いきりや不正使用の防止にもつながります。

■合算使用による共用設備の購入

⇒複数の研究費資金や科研費同士を合算して共用設備を購入することで、当初の計画よりも高機能な設備を導入することが可能になるなど、より効果的な研究費の使用が可能になります。

■科研費により購入した設備の学内外の研究者への共用

⇒保有している設備について、他の必要としている研究者の使用が可能とすることで設備の有効活用が期待できます。



研究者に、より優れた研究成果を上げていただくためには、制度についてのご理解を深めていただくとともに、研究機関の経理管理の体制整備など、事務担当者の方のご協力が不可欠ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

「科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」(平成25年11月 総務省)(※)においては、大学等において、**基金化の導入の趣旨に則った運用が行われていない事例が報告されています。**

<参考> (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka.html)